

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部
総務部県政情報・文書課
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条例（議員発議）

○県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

（議会事務局総務課）

一

ページ

条 例

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十八号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 県議会議員の議員報酬等に関する条例（平成十二年宮城県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第二条 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は令和二年十二月一日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。